

軽度者の福祉用具貸与の例外給付のためのフロー図（その1）

※導入前には、必ず事前にご相談ください。

① 要支援1・2または、要介護1の認定を受けている

ただし、自動排泄処理装置については要支援1・2または、要介護1・2・3

はい

いいえ

② 次の福祉用具貸与の品目が必要である
(アセスメントが済んでいる。)
車いす(電動車いす) 車いす付属品
特殊寝台 特殊寝台付属品
床ずれ防止用具 体位交換器
認知症老人徘徊感知器
移動用リフト(つり具部分を除く)
自動排泄処理装置(交換可能部品を除く)

申請は不要です。

要介護2～5の認定を受けている人(自動排泄処理装置については、要介護4・5)は、サービス担当者会議等で必要性について検討して必要な福祉用具貸与を利用する。

いいえ(②の種目以外の福祉用具貸与等)

はい

申請は不要です。

③必要な福祉用具貸与の品目について「算定の可否の判断基準」の表中の「厚生労働大臣が定める者のイ」に該当する者として、直近の認定調査結果を用いて該当することが確認できたか。(※例えば「特殊寝台」で言うと基本調査1-4「3.できない」と基本調査1-3「3.できない」に該当しているか)

確認できない

確認できた

④必要な福祉用具貸与の品目が車いす(電動車いす)及び車いす付属品もしくは、移動リフトである場合「算定の可否の判断基準」の表中の「ケアマネジメントで判断」(ア(二)・オ(三))に該当することが確認できましたか。

申請は不要です。

必要な理由を居宅サービス計画に記載し、必要に応じて随時、サービス担当者会議を行い、その必要性について検討し、必要な福祉用具貸与を利用する。

確認できない又は④以外の品目である

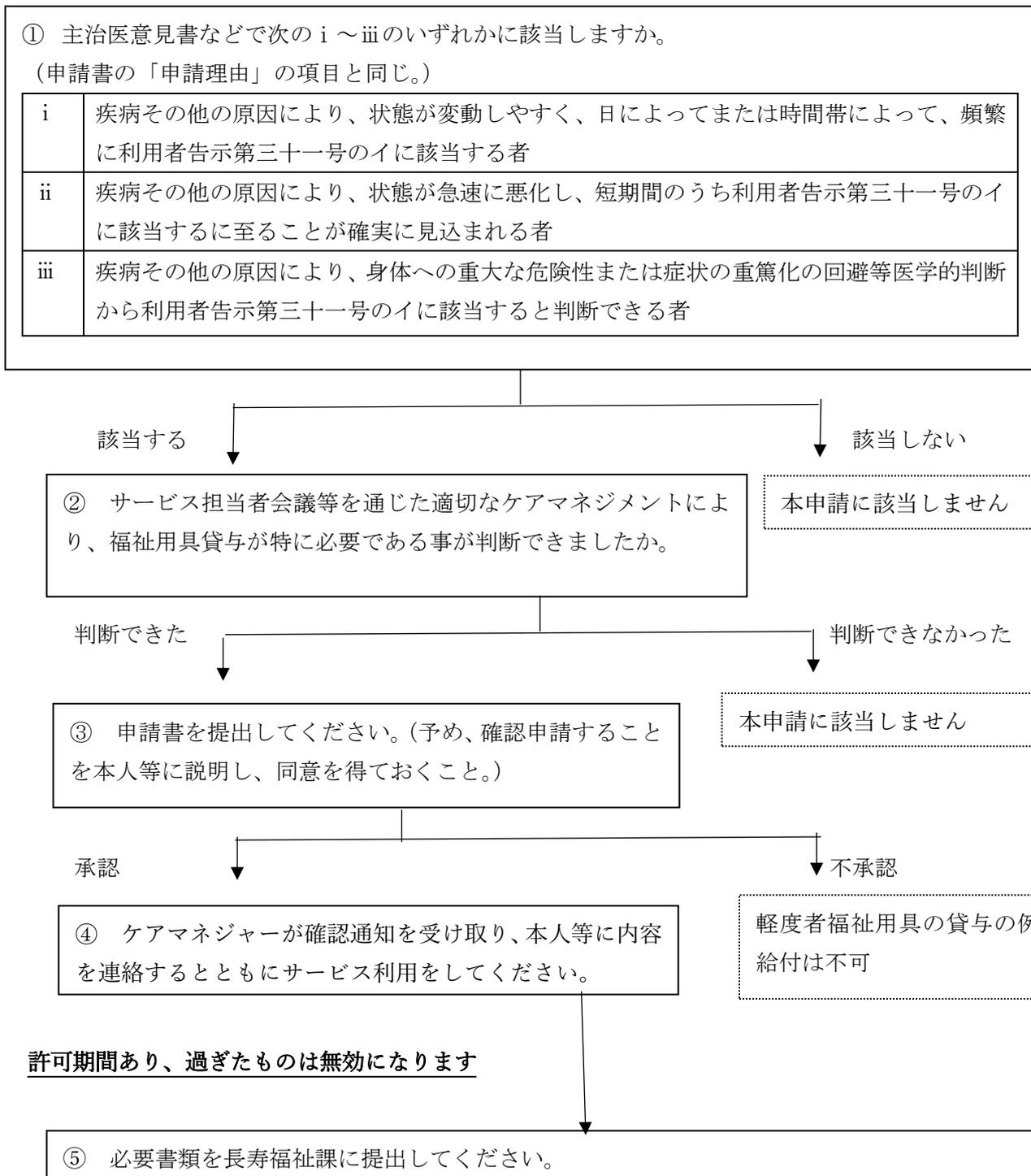
確認できた

⑤19年4月に追加された算定の可否の判断基準の「ウ」(例外給付)か、フロー図(その2)で確認してください。

福祉用具導入後速やかに申請書を提出してください。

※電動車いすの貸与については、別に定める基準についても確認してください。

軽度者の福祉用具貸与の例外給付のためのフロー図（その2）



※軽度者福祉用具貸与の適切性やプランの見直しなどについては各地域包括支援センターへご相談ください。